

## 制度概要

南島原市中小企業創業支援資金保証（略称:南島原創業）		
目 的	南島原市内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、新たな事業の創出を促進し、南島原市内の中小企業者の健全な発展に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>次の(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ(3)から(5)のすべてに該当するもの。</p> <p>(1)南島原市内において新たに事業を開始しようとする者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>②事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>(2)南島原市内で事業開始後1年を経過していない中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの</p> <p>②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの</p> <p>③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの</p> <p>(3)南島原市商工会のあっせんを受けたもの。</p> <p>(4)事業開始までに、住所(法人の場合は登記簿上の所在地)を南島原市内に有していること。</p> <p>(5)市税又は前住所地の市区町村税を完納していること。</p>	
対 象 資 金	南島原市内で新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保証条件	貸付限度額	500万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	7年以内(うち据置1年以内)
	返済方法	原則として均等分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	不要
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.80%
保証料率	基準料率	年0.80%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	南島原市が全部を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外(100%保証)	
取扱金融機関	南島原市内の十八親和銀行、長崎銀行の各支店	
申 込 時 添 付 書 類	①南島原市商工会が発行する南島原市中小企業創業支援資金あっせん書 ②保証の対象(1)に該当するものは、創業・再挑戦計画書 ③その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：南島原市商工会 ※市税等に未納がないことの証明書は申込先に提出する。	
実 施 日	平成28年4月1日 創設      令和 7年 4月 22日 最終改正	